

平成30年2月22日

衆議院議員 白石洋一事務所 (FAX: 03-3508-3514)  
秘書 沼田 忠典 様

<送信者> 送信枚数1枚  
国土交通省土地・建設産業局 西藤 (さいとう)  
直通: 03-5253-8290

いつもお世話になっております。  
衆議院予算委員会第8分科会の政府参考人登録について、FAXさせていただきます。  
委員部への登録をお願いします。

1, 所有者不明土地について (土地・建設産業局)

(政府参考人)

国土交通省土地・建設産業局長 田村 計 (たむら はかる)

2, 東予地域の港湾の整備について (港湾局)

(政府参考人)

国土交通省港湾局長 菊地 身智雄 (きくち みちお)

3, 地方の下水道整備について (水管理・国土保全局)

(政府参考人)

国土交通省水管理・国土保全局長 山田 邦博 (やまだ くにひろ)

4, CLT (Cross-Laminated-Timber、直交集成版) の普及について  
4-1 国交省として設計士等への周知、普及の取り組み (住宅局)

(政府参考人)

国土交通省住宅局長 伊藤 明子 (いとう あきこ)

5, SRF (SuperReinforcementwithFlexibility) 工法の耐震認定について (住宅局)

(政府参考人)

国土交通省住宅局長 伊藤 明子 (いとう あきこ)

。 林野庁 林政部長 渡邊 毅 (わたなべ つよし)

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○盛山主査代理 次に、白石洋一君。

○白石分科員 希望の党の白石洋一です。本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

今、所有者不明土地がふえてきております。先日の報道によりますと、九州と同じぐらいの面積が所有者不明土地ということになります。これは田舎の方ほどそのような問題が深刻で、つまり、人口が都会に流出していく、そこでお年を召されて、あるいは引越しもして、わからなくなってくる。そして、今や相続がどんどん分割していく時代であります。家督相続ではありません。平等に相続される。そこで相続が分割して、所有権も分割されて、それがなお一層拍車をかけているということでございます。

そのことによって、土地の有効活用やあるいは防災の面で弊害が大きく出てきていると思えます。

それも政府の方で認識されていると思いますけれども、当面の政府の対策としてどのようなことをされていきますでしょうか、お願いします。

〔盛山主査代理退席、主査着席〕

○田村政府参考人 お答えいたします。

所有者不明土地につきましては、公共事業用地の取得など、さまざまな場面で所有者の探索に膨大な時間、費用、労力を求められるという問題に直面しておりまして、政府全体としても大きな課題であると受けとめております。

このため、国土交通省といたしましては、所有者不明土地の公共的目的のための利用を円滑化するため、一つには、公共事業のために収用する場合の手續の合理化、それから、公園や広場など地域住民のための公共的事業に一定の期間の利用権の設定を可能とする制度の創設、さらに、所有者の探索を合理化する仕組みの構築などを内容とする法案を今国会に提出をしてみたいと考えております。

○白石分科員 局長、その対策、まず第一歩としていいことだと思えます。ただし、公共的な目的に今は限られているというところなんですね。ぜひそれを広げていただきたいんです。

所有が不明であるということによる弊害というのは、例えば、一区画土地を持っているんだけど、その中に土地があつて、その土地、まあ墓地だったりする、だから所有者が別であるんだけれども、どこにその所有者が行っているかわからない、相続もされているようだけれども、もう探索のしようがない、でも、これを売りたい、あ

るいは有効利用したい、なのにそれができない。それは、林地でも同じだと思えます。林地で草がぼうぼうになってきて、例えば、そこで動物とかが繁殖している、あるいは、崖崩れのおそれがあるのかそこへ柵をつくりたい、防護したい、でも、所有者が別だから、勝手に人の土地に何か工作物を置くことができない。こういったことがあります。

あるいは、農地でも同じです。例えば、圃場整備という農地の区画整備であっても、所有権がわからない、所有者がわからないところは、全部横に寄せて後回しにされて、その部分だけがずつとほったらかしになっているわけですね。

そこで、私も、提案ということで申し上げたいと思えます。

民間で公共性の高いというところに、ぜひ民間の利用も含めていただいて、そういった隣地所有者であるとか、あるいは、もう一つは底地の所有者がわからない。借地権でずっとそこを、例えば農地なり宅地なり利用しているんだけど、底地の所有権者がわからない。固定資産税もずっと払っている。これをまた利用する、相続する、あるいは売却する、そのときに困るわけです。

そういった状況において、利用権であるとか、あるいは所有権に通じる手續を、もう必要になってきている時代になっているんじゃないかなと思えます。その面について、政府の見解を伺います。

○田村政府参考人 お答えいたします。

御指摘の所有者不明土地を私的目的で利用する

ことについては、個人の財産権の保護との関係に留意する必要があると考えておりますが、政府といたしましては、所有者不明土地の発生抑制や解消に向けた抜本的な対策も含めて、引き続き検討する必要がありますものと認識しております。

こういった問題は、登記制度でありますとか土地所有権のあり方等と深く関連をするため、政府一体となって検討することが必要であると考えております。

去る一月十九日に、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議というのが設置、開催されましたけれども、その会議におきましても、土地所有権や登記制度のあり方など、財産権の基本的なあり方に立ち返って、土地に関する基本制度についての根本的な検討を行うということが確認をされております。

国土交通省といたしましても、例えば登記制度を所管する法務省など関連の省庁と連携をしつつ、引き続き、土地所有に関する基本制度の見直しについて検討を深めてまいります。

○白石分科員 ぜひその方向で検討、そして進めたいいただきたい。

土地というものは公共的な色彩も強いものであります。さらに、今、技術も進んできております。マイナンバー制度というのが導入されている。個人や法人の番号システムを使って所有者をひもづけして、所有者というのは相続等によってどんどん枝分かれしていきます、それも追っていける、ひもづけがずつつながっていくといった技術の利用も、ぜひその中に組み込んでいただきたいと

思います。

じゃ、一言。

○田村政府参考人 先ほど申しました関係閣僚会議に提出された資料におきまして、所有者不明土地等の問題について、当面の工程表というものをつくっております。

その中の一つの論点として、今御指摘がありました、土地所有者情報を円滑に把握する仕組みということにつきましても検討項目となっておりますので、そういった枠組みの中で引き続き検討させていただきますと考えております。

○白石分科員 ありがとうございます。

次のテーマに移ります。

愛媛県東予地域というのは、物づくりが盛んな産業集積地であります。加えて、先ほど広田委員もおっしゃっていましたけれども、四国、いずれも近いうちに、南海トラフ大地震が襲ってくるだろう。そこで一旦地震に耐えたら、愛媛県の東予地域が救出、救援の拠点になります。そういった意味でも、インフラ、特に港湾というのは大事であります。

中でも、三島川之江港というのは、今、チップやパルプの輸入、そして、輸出としては紙おむつを非常に盛んにそこから輸出している。さらに、金子地区国際物流ターミナルができました。そこに定期コンテナ船が多く寄港し、忙しくされています。

そのことによって、近くを通ります国道十一号線、特に金子地区から大江地区まで、大型トラックが非常にここを頻繁に通ります。そして、交差

点を右折、左折するわけですね。ですから、非常に渋滞が起こっております。今は高齢化の時代、年配の方の運転もあります。非常に危険でもあります。

そこで、提案、お願いなんですけれども、一つは、この渋滞の一つの理由になっている、そして、これは産業の発展にとっても大事なものはローロー船、つまり、フェリーのように乗り入れのための板を備えてトレーラーを収納する貨物船、これが着岸するところと、そして、その荷物の仮置き地が今違うんですね。そのことによって、一旦十一号を通って、そこまで、仮置き地まで持っていくか、ならないいけない。そのことが非常に渋滞のもとになっています。

そういうこともあり、そして円滑な流通に資するということもあり、ぜひここでローロー船が着岸できる水深九メートルの岸壁を船荷の仮置き地であります金子地区に必要であり、その整備をしていたいただきたい。

加えてもう一つ、二つ目としましては、国道十一号線に並行する港湾のトラック往来のための、半ば専用の臨港道路、これがあれば、国道十一号線の渋滞緩和、生活道路でも使っている、混在している、その渋滞、そして危険度を緩和することができると。そのための事業化をぜひお願いしたいものであります。このローロー船の着岸九メートル岸壁と、それから臨港道路について、政府の見解をお願いします。

○菊地政府参考人 お答えいたします。三島川之江港の位置する四国中央市は、紙、パ

ルプ、紙加工品の全国有数の製造拠点でありまして、三島川之江港は地域産業を支える物流拠点として重要な役割を果たしているとの認識をしております。

こうした中、岸壁不足による船舶の沖待ち解消のため、金子地区におきまして、平成二十年に水深十四メートルの水深岸壁を供用するなど、必要な港湾整備を行ってきておるところであります。三島川之江港における今後の港湾整備につきましては、委員、先ほどお話しされましたローロー船ターミナル、あるいは臨港道路の整備といった今後の港湾整備につきましては、具体的な需要の見通しあるいは事業効果等を踏まえて、今後検討していく必要があるかと考えております。

**○白石分科員** ありがとうございます。その需要の見通し、需要の経済性に加えて、先ほども申し上げました防災の観点ですね。これは、一つ隣のところでやっています東予港でも同じなんですけれども、一旦、南海トラフ大地震に耐えたら、そこが物流の拠点になるという、防災、減災、そして災害が起きた後の救援の拠点になるということもぜひ加味していただきたい。

加えて、その観点から、フェリーの運航であるとか、あるいは造船事業に資するためにも、東予港の整備をさらに進めていただきたいと思います。その東予港の整備についても、政府の見解をよろしくお願いたします。

**○菊地政府参考人** お答えいたします。東予港におきましては、現在、中央地区におきまして、フェリーの大型化に対応する複合一貫輸

送ターミナル整備事業を直轄事業により実施中でございます。また、造船工場が立地をいたします西条地区におきましては、水深五・五メートルの泊地のしゅんせつ事業を平成二十九年度補正予算から着手することとしており、引き続きしっかりと進めてまいりたいと考えております。

**○白石分科員** ありがとうございます。それでは、次のテーマに移ります。地方の下水道整備であります。

下水道の整備というのは、平成元年ぐらいから急速に進んで、そのころ、これは市、町、村の線引きで、地方も非常に広域の下水道網が整備されるということと今まで来たと思えます。

しかし、その後の状況、財政的なものもあって、下水道が引かれるはずなんだけれども、なかなか下水道が来ない。それまで浄化槽で半ばしのいでいるという状況なんですけれども、一体いつ来るのかと、これは住んでいらっしゃる方の率直な疑問で、それはこれからの人生設計にとっても大事なことです。それを市、町に聞いてもどうも明らかでない、これは財政状況にもよることであるから、国としてもどう考えているのか、そういった地域の声がございます。

地方の今後の下水道整備の見通しについて、国としてどのように考えているのか、お願いたします。

**○山田政府参考人** お答えいたします。委員御指摘のとおり、汚水処理の手法には、汚水を管渠で処理場に集めて処理する下水道や農業集落排水等の集合処理、それから各家庭で個別に処理する浄化槽がございます。

地方公共団体は、各汚水処理施設の役割分担を都道府県構想として取りまとめ、この構想に基づきまして整備を推進してきておりまして、平成二十八年度末における汚水処理人口普及率は約九割となつているところでございます。

国土交通省、農林水産省、環境省では、残る一割の未普及人口の早期解消に向けまして、都道府県構想の見直しを地方公共団体に要請し、平成三十九年度末までに全ての都道府県で見直しが完了する見込みでございます。

なお、見直しに当たりましては、下水道などの集合処理と浄化槽の経済性比較を基本としつつ、住民の方々の意見など地域の実情を考慮するよう、地方公共団体に助言をしているところでございます。

国土交通省では、都道府県構想に基づいた下水道の整備が行われるよう、地方公共団体を支援してまいりたいと考えているところでございます。

**○白石分科員** 局長、構想が来年度にはできて、それは見直しも含まれているというお話でありました。これは、地域に住んで、下水道を待っている人にとつては余り知られていないと思います。もしかしたら、来る来ると言われたんだけど、その見直し、いわゆる構想ですね、構想という、そのエリアには自分たちの住んでいるところが含まれないかもしれないということでもあります。

ぜひここは住民の意向を組み込む形で、その構想を、まだ来年度までということですから、でも、もう準備は進んでいるはずで、市、町レベルでは、随分もう計画の方は進んでいるんじゃないか

と思います。そこで、ぜひ巻き込んで、そこで納得と、その納得の中には、済みませんでした、できませんでしたというだけじゃなくて、そうでない、下水道じゃなくて浄化槽でもうずっとやっていく、そのことによるメリットも十分説明して納得していただくということが大事じゃないかと思っています。

その辺、政府としてよろしく願います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

汚水処理事業を円滑に推進するためには、区域の見直しの段階から適宜適切な情報提供を行い、住民と認識を共有することが重要と考えております。

このため、区域の見直しに際しまして、事前に地方公共団体が説明会を行うなどの住民の意向に努め、それを踏まえた区域の見直しが行われるよう、引き続き、公共団体に助言してまいりたいと考えているところでございます。

○白石分科員 ぜひ住民の意向を組み込んでください。水洗トイレが全国で九割普及したとおっしゃっていましたが、地方はまだそこまでいっていません。その意向を酌むということと同時に、この下水道網が整備されて、平均すれば大体三十年ぐらい、平成元年から急速に整備されて三十年。そして、その下水道の管というのは大体耐用年数が五十年ぐらいということです。であるならば、あと二十年後に、またこれまで投資した金額に近いぐらいの投資をしなければならぬ。

確かに、管を入れかえるということですから、工事費というのは八割で済むというふうに言われ

ていますけれども、地価も高くなっているところもあるでしょうから、では、どこからどうやってやっていくのか。それがおかれてしまったら水漏れがする。大変なことになりかねません。

これから来る改築と、これは専門用語で言われていますけれども、要するに管の入れかえを、メンテナンス、更新、どのようにするつもりなのか、国としての見解をお願いします。

○山田政府参考人 お答えいたします。

全国の下水道管路延長約四十七万キロのうち、標準的な耐用年数五十年を超えたものは、平成二十七年末現在で約一・三万キロでございますが、十年後には約五・三万キロ、二十年後には約十三万キロに増加するなど、老朽化が進行する見込みであり、適切な対策を講じていく必要がございます。

このため、平成二十七年に下水道法を改正いたしました維持修繕基準を創設し、下水道施設の適切な点検や、その結果に基づく改築等の措置を義務づけたところでございます。

さらに、地方公共団体における計画的な点検ですとかあるいは改築、これは防災・安全交付金等により支援をしているところでございます。

国土交通省といたしましては、計画的な点検等の適切な維持管理により、施設の延命化や改築事業等の低減を図るストックマネジメントの取組が進むよう、地方公共団体を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

○白石分科員 ぜひ、普及が進んだときの投資と同じような更新の投資はもう無理でありますから、

それをなるべく平準化する。そして、大事なことは、それを住んでいらっしやる方にちゃんと理解しておいていただくということをお願いしたいと思います。

次のテーマに進みます。

クロス・ラミネーテッド・ティンバー、略称CLTですね。これは、国民の皆さんも見ていらっしやる方もおられますから、ちょっと説明させていただきましても、短い木を幾つか合体させて強度を持たせて丈夫な長い材料に加工するものであります。そのことよって、長いけれども耐久性があつて、しかも、多少反りがあつたりして、端材あるいはB材と言われているものも使える。そして、余り太くなくても、これは集成してありますので使えるということで、国産の木材が使える、里山とかでとれる木、あるいは間伐の木もこのCLTには使えるというものであります。

これは非常に環境保全にもメリットがある。山も荒れている、一番最初の話もありますけれども、ほつたらかしくなっている山がたくさんあつてもつたいない、その木も使える。これは一旦CLTをつくつたら、非常に扱いが容易です。ですから、それを使った木造建築物、工期も短いというメリットもあります。

しかしながら、今の課題は、そのCLTの材についての建築士さんへの周知が不足しているのか、まだまだ普及していない、普及のスピードもまだ芳しくないということが現状であります。

そこで、政府にお尋ねします。CLTの周知そして普及のための取組について、

どのように考えていらつしやいますでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

CLT、いわゆる直交集成板は、中高層建築物等にも利用可能な新たな木質部材でありまして、本格的な利用期を迎えた我が国の森林資源の利用先として大いに期待されております。

国土交通省におきましては、CLTを利用した建築物を建築しやすくするよう建築基準の整備を進めておりまして、平成二十八年三月及び四月にCLT工法について個別の大臣認定を受けなくても建築できるよう、建築基準法に基づく基準強度や一般的設計方法の告示を定めたほか、平成二十九年九月に枠組み壁工法の床及び屋根にCLTを使用するための基準の整備も行っております。

また、CLTの基準強度の告示において、床や屋根に用いるCLTについては、今五層のもののみが位置づけられておりますが、更に三層のものより薄いものを追加して位置づける改正について、一月九日から二月七日までパブリックコメントを行ったところでございます。早急に基準を改正すべく取り組んでいくところであります。

さらに、CLTを利用した建築物の建築を促進するため、民間事業者等が行う建築物の先導的な木造化、木質化を図るプロジェクトを公募し、支援も行っております。

さて、御指摘の建築士等の方々への情報提供でございますが、まず、国土交通省といたしましては、関係団体によるCLT工法の基準に関する解説書の作成や講習会の開催等に積極的に協力して基準の普及を図っております。

また、先導的な技術を導入したCLT工法等による木造建築物について、ホームページ等で事例を取りまとめ公開するとともに、事例発表を行うシンポジウムを開催し、さらには林野庁とも連携いたしまして、設計、施工関係の団体を構成員とするCLT活用連絡会議を開催いたしました。CLTに関する施策等の状況について情報提供を行っているところであります。

引き続き、林野庁を始めとする関係省庁と連携しながら、こうした建築士等への情報提供を含め積極的にCLTの普及促進を図ってまいりたいと考えております。

○白石分科員 ありがとうございます。

建築技師そして建築士さんへの周知ということに加えて、これはやはり日本の森林を守るという意味からも重要であります。林野庁さんとしてどのように考えていらつしやいますでしょうか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

CLTにつきましては、先生今御指摘のとおり、非常に重要な部材として我々も考えております。

実は、CLTにつきましては、昨年十二月に閣議決定をされましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地方創生ということで、林業の成長産業化なんかについても言及がなされているんですけれども、その中にCLTの普及に向けた取組を総合的に推進するというふうなことも記述をされております。

新たなロードマップに沿いまして、平成三十二年度までに年間十立方メートル、平成三十六年度までに年間五十立方メートルの生産体制を構

築するという目標を立てているところでございます。そういう目標が立っておりますんですが、平成二十九年度期首におきましては、中間目標である年間六立方メートルの生産体制となっておりませんが、CLTの需要見込みは二立方メートルしかないということで、大きな需給ギャップがあるので、需要の掘り起こし、生産コストの削減が重要な課題というふうに考えているところでございます。

このため、需要面の対策といたしましては、CLT関係省庁連絡会議というものを開催いたしまして、各省庁の公共建築物等におけるCLT需要の掘り起こしを政府全体で行っているわけでございますが、その上で、CLT建築物の設計者等の育成、CLT建築物の設計段階での専門家の派遣、CLTを用いた先駆的な建築に係る費用への支援というようなものに取り組んでございます。

また、生産面の対策といたしましては、CLTを効率的に製造する施設の整備に対する支援を行うとともに、CLTの耐火性能の向上やCLTの低コスト生産のための技術開発の推進といったことに取り組んでいるところでございまして、今後とも、関係省庁と連携をして、CLTの利用、普及に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

○白石分科員 ぜひ、その普及、いろいろなメニューがあつて、あの手の手ということだと思えますけれども、てこになる、レバレッジのところはやはり公共建築物だと思えます。やはり公のところであつて、それが、いろいろな人が集うと

ころで見てもらうということによって民間の住宅にも普及するということだと思しますので、ぜひそこに力を入れていただきたいと思えます。

これにて質問を終わります。ありがとうございます。

○竹内主査 これにて白石洋一君の質疑は終了いたしました。